

等級指定型一般競争入札における複数等級の試行について

入札不調及び不落随意契約の防止及び競争性の確保を図るため、平成27年度から複数等級入札の試行を実施している。

今回、入札参加有資格業者の少ない管工事について、入札参加業者の拡大を図るため、当該等級業者（B等級）の下位等級工事（C等級）への入札参加を可能とする。

1 対象工事

市が等級指定型一般競争入札により発注する土木一式工事、建築一式工事及び管工事のうち、工事担当課を所管する部長が承認した工事を対象とする。

2 今回の変更内容

- ・土木一式工事 変更なし
- ・建築一式工事 変更なし
- ・管工事 C等級及びB・C等級対象工事にA等級に格付けされている業者の参加を可能とする。

3 試行内容

建設工事				
工種	設計金額（税込）	基本等級	複数等級入札試行（市内業者対象）	
			変更前	変更後
土木一式工事	500万円未満	C	C	同左
	500万円以上1,000万円未満	B+C	B+C	同左
	1,000万円以上1,200万円未満	B	B+C	同左
	1,200万円以上3,000万円未満	A+B	A+B+C	同左
	3,000万円以上1億円未満	A	A+B	同左
建築一式工事	800万円未満	B+C	A+B+C	同左
	800万円以上1,800万円未満			
	1,800万円以上5,000万円未満	A+B	A+B+C	同左
	5,000万円以上1億円未満	A	A+B	同左
管工事	800万円未満	C	B+C	<u>A+B+C</u>
	800万円以上900万円未満	B+C	B+C	<u>A+B+C</u>
	900万円以上2,500万円未満	A+B	A+B+C	同左
	2,500万円以上1億円未満	A	A+B	同左

平成31年4月1日から施行し、同日以降に入札公告を行う建設工事から適用する。